



事務所便り 2月号

令和3年2月19日

いつもお世話になっております。
春の気配も少しずつ感じるようになってきましたが
まだまだ寒い日が続いています。くれぐれもご自愛下さい。



特例措置は2021年2月末まで雇用調整助成金

◆雇用調整助成金特例措置終了予定

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置として、令和3年2月末まで日額上限額の引き上げ等が行われていますが、3月以降段階的に縮小し、5～6月にリーマンショック時並みの特例とする方針が12月8日に総合経済対策で表明されています。そして令和3年1月末及び3月末時点の感染状況や雇用情勢が大きく悪化している場合、感染が拡大している地域、特に業況が厳しい企業について特例を設ける等、柔軟に対応するとされています。

◆3月以降はどのような？

雇用調整助成金の特例措置がなくなるとどのようなになるのでしょうか？リーマンショック時の主な特例措置を参考に出しますと次のようになっています。

- (1)助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3（コロナ特例措置では雇用を維持している場合、中小企業 10/10、大企業 3/4）
- (2)生産指標要件：最近3か月の生産量等が直前3か月又は前年同期と比べて原則 5%以上減少（コロナ特例措置では1か月 5%以上減少）
- (3)対象被保険者：雇用保険被保険者6か月未満の者も助成（コロナ特例では緊急雇用安定助成金により被保険者でない労働者も助成）

(4)支給限度日数：3年300日（コロナ特例措置では令和2年4月1日から令和3年2月末までの期間+1年100日、3年150日）

◆在籍型出向による雇用維持支援にシフト

今後は産業雇用安定助成金（仮称）を創設し出向元と出向先の双方を支援、出向元には雇用調整助成金、出向先には労働移動支援助成金による受け入れ企業への支援の方向になるでしょう。

また、人手不足企業にはコロナ禍による離職者等で就業経験のない職業に就くことを希望する求職者を一定期間試用雇用する事業主に対する賃金助成制度（トライアル雇用助成金）を創設、紹介予定派遣を通じた正社員化（キャリアアップ助成金）の促進なども予定されています。

雇用調整助成金の特例措置を使っている企業は期間延長が終了したときの変更の対応を検討する必要があるでしょう。



相続放棄

◆相続放棄とは

家庭裁判所に対して、被相続人の財産を一切承継しない旨の意思表示をすることをいいます。家庭裁判所への意思表示は、申述書を作成し提出しなければなりません。

相続放棄ができる期間は、原則として自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内です。相続放棄をすべき裁判所は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

相続放棄をした人は、初めから被相続人の相続人でなかったことになります。

◆相続放棄ができる人

相続放棄ができる人は相続人です。相続人が未成年者又は成年被後見人である場合には、親又は成年後見人が代わりに相続放棄の手続をします。親が先に相続放棄をしている場合を除きますが、未成年者と親が共に相続人であって未成年者のみが相続放棄をするとき又は複数の未成年者の親が一部の未成年者を代理して申述するときには、相続放棄をする未成年者について特別代理人の選任が必要となります。

◆相続放棄をした方がいいパターン

1. 被相続人の借金が多額となる場合

相続財産はプラスの財産もあればマイナスの財産もあります。プラスの財産よりマイナスの財産の方が多き場合には相続放棄を検討しなければなりません。

2. 相続手続に関わりたくない場合

相続放棄により被相続人の相続人とはならないため、相続手続から解放されますが被相続人の財産は一切承継できないので、面倒だからといって相続放棄をするには注意が必要です。

◆必要書類

親が死亡し子が相続放棄をする場合

1. 相続放棄の申述書
2. 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
3. 相続放棄する人の戸籍謄本
4. 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

こちらは一般的な例であり、家庭裁判所より追加書類の提出をお願いされることがあります。

◆最後に

相続放棄をする場合には、慎重に考慮し、手続は迅速にする必要があります。不明点は専門家に相談することをお勧めします。

田 坂 税 理 士 事 務 所

<http://www.tasaka-tax.com/>

～人生の役に立たない雑学 vol.94～

